最高裁判所長官からのごあいさつ

皆さん、こんにちは。裁判所からの突然のご連絡に驚かれたかもしれません。このご連絡は、あなたが来年の裁判員候補者に選ばれたことをお知らせするものです。裁判員候補者に選任された方には、来年１年間のどこかで裁判員として刑事裁判への参加をお願いする可能性があります。裁判員に選ばれますと、裁判官とともに法廷での審理に臨み、評議において裁判官や他の裁判員と議論して、被告人が有罪かどうか、有罪であれば刑の重さを決めていただくことになりますが、なぜ裁判員が参加するのかという疑問や、自分に裁判ができるのだろうかという不安を感じられる方もいらっしゃるでしょう。

裁判員制度は、重大な犯罪について、広く国民が裁判員として刑事裁判に参加し、その審理や内容にその視点が反映されることが、刑事裁判ひいては司法全体に対する国民の理解を深め信頼を向上させるものとして導入されました。これまでに１万件を超える裁判員裁判が行われていますが、裁判官、検察官及び弁護人も、審理の仕方に様々な工夫を重ね、刑事裁判の審理は、裁判員はもとより、傍聴人の方々にとっても分かりやすいものに変わってきました。評議でも、裁判官は、裁判員の方々が意見を述べやすくなるために様々な工夫や配慮をしています。

裁判が分かりやすいということは、裁判に対する国民の信頼を得るための大前提です。幸いなことに、実際に裁判に参加された多くの方からも、「審理は要点が整理されていて分かりやすかった」「充実した議論ができた」「裁判を身近に感じるようになった」といったご感想をいただいています。

とはいえ、裁判員制度は、国民の良識と法曹の専門性の協働による刑事裁判という我が国の歴史上経験のないものですから、十数年の経験だけで安心するわけにはいきません。この制度がその効果を発揮して社会にしっかりと根付くためには、裁判官、検察官及び弁護人が、より分かりやすく、裁判員の方々が納得して判断できるような審理、評議を行うための努力を続ける必要がありますが、何よりも、裁判員制度に対する皆様からのご理解とご協力を欠かすことはできません。皆さんとともに、裁判員制度を大きく育ててゆきたいと心から願っています。

裁判員制度へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最高裁判所長官　戸倉三郎